

舞鶴市まちなかエリア活性化補助金 申請要領

【申請受付期間】

令和7年6月6日（金）～令和8年1月30日（金）

【提出先・お問い合わせ先】

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地

舞鶴市 産業振興部 産業活力課

（TEL）0773-66-1021

舞鶴市 産業活力課

1 本補助制度の趣旨

まちなかエリアに店舗を出店する事業で、まちの魅力の向上に寄与する事業を広く募集し、その経費に対して補助することにより、まちなかエリアの活性化を図るものです。

2 補助対象事業者

次の要件を全て満たす事業者

- (1) 資本金又は常時使用する従業員数が次の基準に当てはまらないこと。または次の基準に当てはまる会社が、申請者に対し、その総株主または総社員の議決権の2分の1に相当する議決権を単独で有する関係、その他その事業活動を実質的に支配することが可能な関係をもっていないこと。

主たる事業	資本金	常時使用する従業員数
卸売業	1億円超	100人超
サービス業	5,000万円超	100人超
小売業	5,000万円超	50人超
製造業、建設業、運輸業 その他の業種	3億円超	300人超

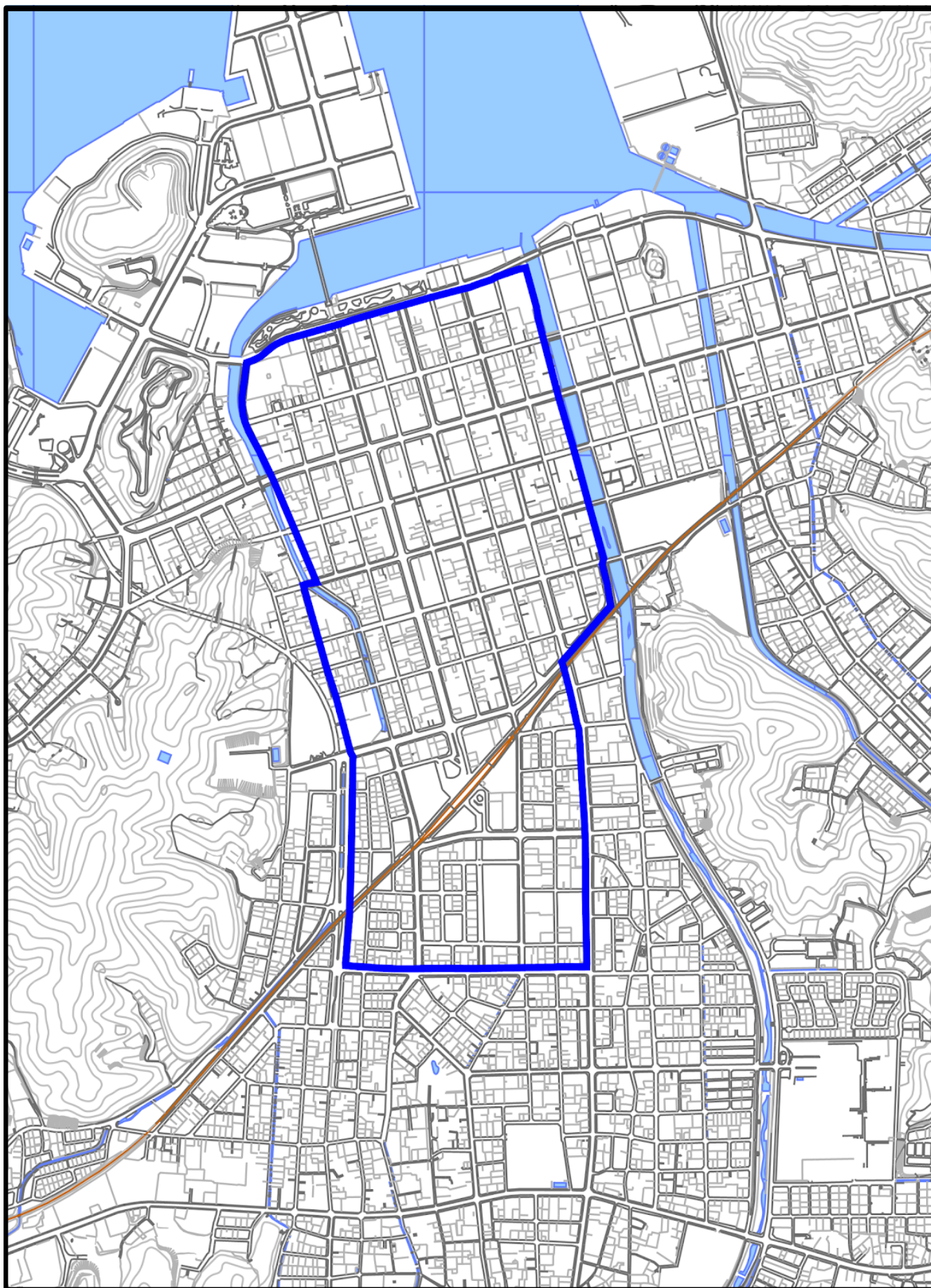
- (2) 市税を滞納していないこと（団体にあってはその構成員が市税を滞納していないこと）

3 補助対象事業

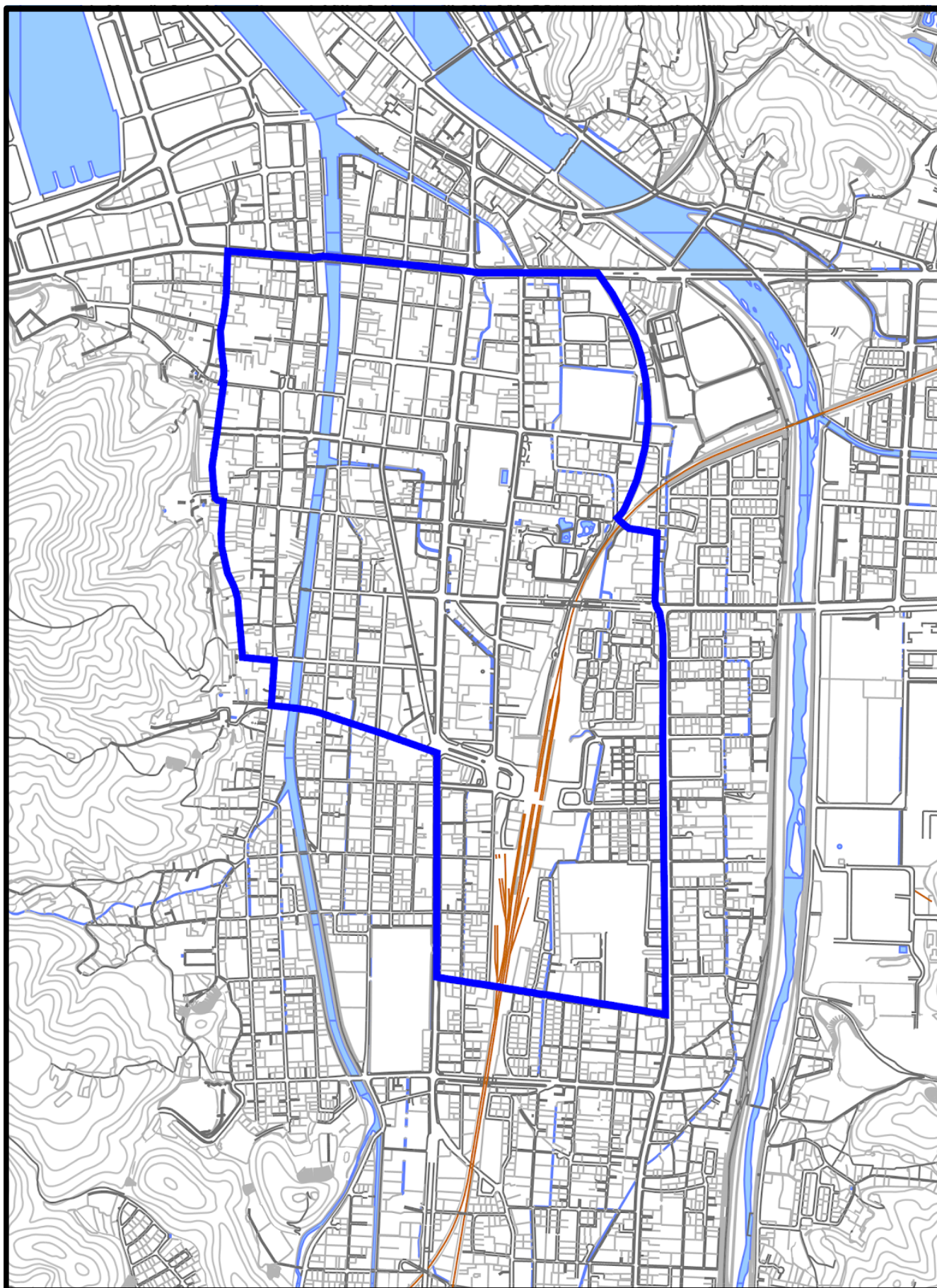
まちなかエリア（舞鶴市立地適正化計画における居住誘導区域（下図参照）及びその周辺地域（境界に面する建物及び商店街の一部の区域が居住誘導区域に含まれている場合、その商店街の全区域。））において、店舗を出店し、1年以上の期間にわたって営業する事業でまちなかエリアの活性化に寄与すると見込まれる事業が対象となります。ただし、次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- (1) 大規模小売店舗立地法に定める大規模小売店舗及び当該店舗のテナント型店舗での営業
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める営業
- (3) 営業時間に午前11時から午後5時までの時間帯を設けない営業
- (4) 既にまちなかエリアで出店している店舗の単なる移転

【居住誘導区域（東舞鶴地区）】



【居住誘導区域（西舞鶴地区）】



4 補助対象経費

- (1) 店舗の購入及び改装工事又は建築工事に要する経費
- (2) 給排水衛生設備、空調設備及び電気・照明設備の購入又は工事に要する経費
- (3) 広告宣伝費（出店後3か月以内に行う場合に限りです。）

（注）交付決定を受ける前に着手した補助対象経費や、補助対象経費であっても補助事業期間後に支払った経費は一切認められません。

5 補助事業期間

補助事業期間は、交付決定を受けた日から令和8年2月27日(金)までとなります。

6 補助金の額

補助対象経費の総額に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数切り捨て）とします。

ただし、補助上限額は30万円（商店街振興組合等（商店街振興組合、事業協同組合又はこれらに準ずるものとして市長が認める団体をいう。以下同じ）と出店に係る協議を行った上で当該商店街振興組合等に出店する場合は、補助上限額を35万円）とする。

7 交付申請手続き

交付申請手続きは、次に掲げる書類を添えて、募集期間内にご提出ください。

(1) 募集期間

令和7年6月6日（金）～令和8年1月30日（金）

※この補助金は予算の範囲内で交付しますので、交付申請が予算額に達した場合は、募集期間に関わらず受付を終了いたします。

(2) 提出先

〒625-8555

舞鶴市字北吸1044番地

舞鶴市 産業活力課 宛て

【提出書類】

- (1) 舞鶴市まちなかエリア活性化補助金交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) （法人のみ）登記事項証明書
- (5) （団体のみ）規約、会則及び構成員名簿
- (6) 許認可証の写し（許認可を要する事業で、既に取得している場合のみ）
- (7) 見積書その他の支出の根拠が分かる書類
- (8) 店舗の位置図
- (9) 市税の滞納のない証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
- (10) 商店街振興組合等と出店に係る協議を行ったことが確認できる書類
（商店街振興組合等と出店に係る協議を行った上で当該商店街振興組合等の地区に出店する場合に限る。）
- (11) その他市長が必要と認める書類

提出書類の様式は、舞鶴市ホームページからダウンロードしていただけます。



8 実績報告

(1) 提出期限

事業終了後30日以内または令和8年2月27日（金）のいずれか早い日

【提出書類】

- (1) 舞鶴市まちなかエリア活性化補助金実績報告書
- (2) 事業報告書
- (3) 収支決算書
- (4) 事業の実施が確認できる写真
- (5) 領収書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類